

令和8年度駐留軍等労働者労務管理機構におけるオープンカウンター方式による見積依頼について

随意契約を前提とした見積依頼です。
有効な見積書をもって申込みをした者のうち、予定価格の制限の範囲内で最低の価格の見積書をもって申込みをした者を契約の相手方いたします。

番号	種別	件 名 / 品 名	見積依頼書公表日	見積書提出期限	見積合わせの日時	備考
1	役務	岩国支部(8)公共下水道接続等工事	令和8年10月6日(火)	令和8年10月20日(火)	令和8年10月21日(水)	
2						
3						
4						
5						

オープンカウンター方式による見積合わせの実施について

契約責任者

独立行政法人駐留軍等労働者労務管理機構

岩国支部長 針貝 雅喜

1 見積合わせ実施日

令和8年10月21日(水)

2 件名 岩国支部(8)公共下水道接続等工事

3 調達内容

品名	仕様等	数量
別添仕様書のとおり		

4 履行期限

別添仕様書のとおり

5 参加資格

(1)防衛省における令和7・8年度一般競争(指定競争)参加資格のうち、「管工事」において「A」、「B」、「C」又は「D」等級の格付を有すること(会社更生法(平成14年法律第154号)に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法(平成11年法律第225号)に基づき再生手続開始の申立てがなされている者については、同手続開始の決定後、再度級別の格付を受けていること。)

(2)その他の参加資格については、「独立行政法人駐留軍等労働者労務管理機構におけるオープンカウンター方式による随意契約事務実施要領」(以下「実施要領」という。)第5の第1号及び第3号から第6号までに該当する者であること。

6 見積書提出期限

見積合わせ参加希望者は、見積書について、5(1)に掲げる資格を証する書面の写しを添付の上、令和8年10月20日(火)午後5時までに、7に定める担当部署宛てに持参、郵送、託送又は電子メールにより提出すること(郵送若しくは託送による場合は必着)。

ただし、実施要領第6の第3項ただし書の規定に該当する場合は、5(1)に掲げる資格を証する書面の添付を省略できるものとする。

7 見積書提出先

山口県岩国市中津町二丁目15番35号

独立行政法人駐留軍等労働者労務管理機構 岩国支部管理課総務経理係

電話:0827-21-1271

E-mail : haihu_account iwakuni@lmo.go.jp

仕 様 書

- 1 工 事 名：岩国支部（８）公共下水道接続等工事
- 2 工事場所：山口県岩国市中津町２丁目１５－７ 労務管理機構岩国支部
- 3 工事概要：岩国市の公共下水ますの設置に伴い、労務管理機構岩国支部の雑排水及び汚水を公共下水道へ接続し、既設浄化槽の撤去等を行う。
- 4 工事期間：契約締結翌日から令和８年１２月２５日まで
- 5 一般事項：
 - （１）本工事は下水法（昭和３３年法律第７９号）及び岩国市下水道条例（平成１８年３月２０日条例第２４４号）等の法令を順守するものとする。復旧に関しては、工事前の同等もしくは同等以上にすること。
 - （２）本工事の施工は、本仕様書によるものほか最新の国土交通省大臣官房官庁営繕部監修「公共建設工事標準仕様書（建設工事編、電気設備工事編、機械設備工事編）」及び「公共建築改修工事標準仕様書（建設工事編、電気設備工事編、機械設備工事編）」の定めるところに従い行うものとする。
 - （３）工事によって生じた廃棄物等は、関係法令等に基づき適正に処分し、産業廃棄物管理票（マニフェスト）等の関係資料及び搬出等の状況（積込み・運搬・処分）写真を工事完了報告書に添付し提出するものとする。その他関連資料（保証書等）についても同様にを行う。

一 般 共 通 事 項		
共 通 事 項	項 目	細 部
	1 協議	・本仕様書及び図面に疑義が生じた場合には、監督職員と協議し、決定すること。
	2 軽微な変更	・軽微な変更の必要性が生じた場合、監督職員と調整し、決定すること。ただし、請負金額・工期等の変更は行わないものとする。
	3 施工計画書及び図	・「排水設備新設確認書」を当該工事に先立ち作成し、岩国市下水道課に提出する。下水道課から「排水設備等計画確認書」交付後、監督職員に施工確認を行う段階及び具体的な計画を定めた総合施工計画書を監督職員に提出する。
	4 現場管理	・受注者は現場代理人等を指定し、関係法令に基づき現場管理を行い防災に努めること。また、危険性のある場所には危険表示等の処置を行うこと。

5	施工条件	・施工時間は平日08:30～17:15までとする。ただし、設計図書に定めのある場合、又はあらかじめ監督職員に承認を受けた場合は、この限りではない。
6	施工中の安全確保	・工事実施に関して、職員及び部外者等に障害等を与えた場合、又は施設等に損害を与えた場合は受注者の責任において復旧及び補償すること。
7	発生材	・受注者は、「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」「資源の有効な利用の促進に関する法律」、「建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律」及びその他関係法令等を遵守して建設副産物の適切な処理をし、その結果となるマニフェスト等（A、B2、D及びE票）の写しを工期内に提出する他、再生資源の活用を図らねばならない。金属類の有価物発生材は監督職員の指示する場所に集積すること。
8	後片付け	・工事実施期間中は、工事現場の後片付け及び清掃を行い常に整理整頓に努めること。
9	環境への配慮	・「国等による環境物品等の調達の推進に関する法律」に基づき、環境負荷が低減できる材料の選定に努めること。 ・使用する材料は、揮発性有機化合物の放散による健康への影響に配慮し、かつ石綿を含まないものとする。
10	材料の品質	・使用材料は仮設材を除き、すべて新品とし監督職員の検査を受け合格したものを使用すること。 ・設計図書に定める品費及び性能を有するものとし、JIS規格又はJSWAS規格表示のない材料を使用する場合、あらかじめ監督職員に品質証明となる資料を提出し承諾を受けるものとする。また同等品を使用する場合は監督職員の承諾を受けること。
11	工事写真	・工事写真は、施工前・施工中・施工後及び施工後隠蔽となる箇所の主要な工事段階の工事状況、使用材料及びその他監督職員の指示するものを国土交通省大臣官房営繕部「営繕工事写真撮影要領」を参考に整理し、1部を提出すること。
12	書類手続	・本工事に必要な申請及び提出書類は各規格様式で作成し、提出する。ただし指定様式がない場合、機構の示す規格様式にて作成する。

13	立入	・受注者は、工事入門に際して岩国支部の規則及び監督職員の指示を厳守するものとし、指定された場所以外への立入を禁止する。
14	秘密厳守	・本工事实施によって知り得た内容に関して監督職員の許可なく漏洩してはならない。
15	電気、水の使用	・本仕様書等は、工事関係者以外の複製を禁じる。 ・工事に使用する電気等は受注者にて準備すること。やむを得なく官側の施設を使用する場合は有償とし、受注者側の負担によりメーターを設置する。その場合の支払い方法は別に示す。 また、水道は発注者側が提供する。

6 特記事項

特 記 事 項	特 記 事 項		
	項 目		細 部
	1	実施工期期間	・全体工期のうち現地工事に要する期間（現地準備、浄化槽撤去、配管、埋め戻し、舗装復旧等一連作業）は2ヶ月間とする。
	2	排水管材質	・屋外埋設部は原則「硬質ポリ塩化ビニル管（VU管）」とし、「岩国市下水道条例」に基づき、適正な内径にすること。
	3	排水ます	・各場所に応じ、適切なますを配置すること。蓋については、車両が通過する恐れがある箇所には「耐荷重型铸铁蓋」を設置し、その他は「樹脂製防臭蓋」とする。
	4	勾配	・「岩国市下水道条例」に基づき、排水管を適正な角度に設置すること。
	5	土被り	・車両通行部では600mm以上、その他の部分では300mm以上とすること。
	6	樹木伐採	・本工事にて樹木伐採の必要が生じる場合については、着工前に種類、総数を事前に監督職員に連絡すること。
	7	既設備の移設	・本工事にて既設備（室外機等）の移設が生じる場合については、着工前に総数を監督職員に連絡すること。
	8	浄化槽	・浄化槽の撤去する際には、発注者が岩国市浄化槽清掃業許可業者に依頼し、槽内の清掃・消毒を行うこと。監督職員に清掃を行った証明を提出すること。撤去につい

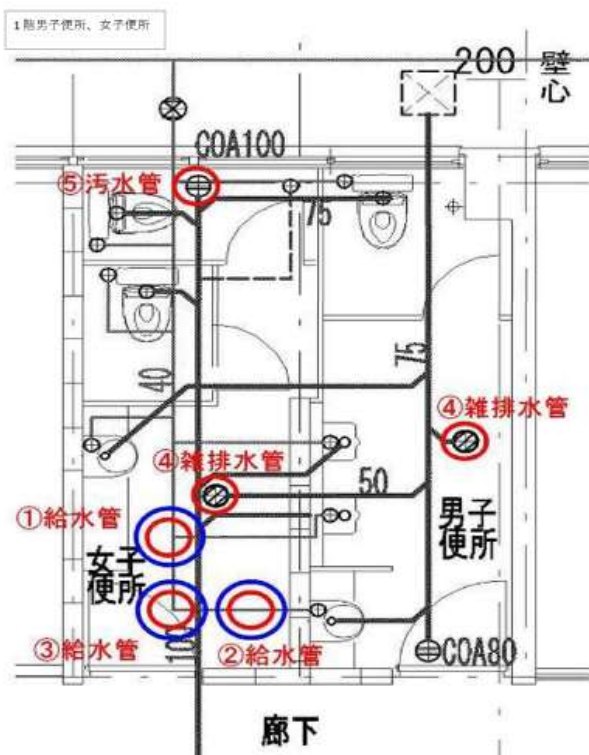
			ては「全撤去」または「埋め戻し」とし、「岩国市下水道条例」に基づくこと。
9	舗装		・舗装を撤去した箇所については、工事終了後に再度舗装すること。
10	施工条件		・本工事にて騒音・振動の出る作業は、事前に監督職員と調整し、承諾を得た後、工事を行うこと。
11	検査		・通水試験を実施し、異常がないことを確認すること。 ・受注者は工事完了日から5日以内に岩国市下水道課へ「排水設備等工事完了届」を提出し、検査依頼をすること。
12	各種手続		・本工事着工前に受注者、監督職員及び岩国市下水道課担当者での打ち合わせを実施すること。 ・本工事における設計審査手数料、完了検査手数料及びその他申請料は見込むものとする。
13	提出書類		・本工事に関する申請書類は、受注者が作成すること。 ・提出書類は下記を基準とし、その他監督職員が指示した書類は遅滞なく提出すること。 ・総合施工計画書 ・着工届 ・現場代理人届 ・工事打合せ簿 ・発生材調書 ・竣工届

7 代金支払：発注者は、工事完了を確認後、請求書を受理した日から30日以内に振込により支払うものとする。

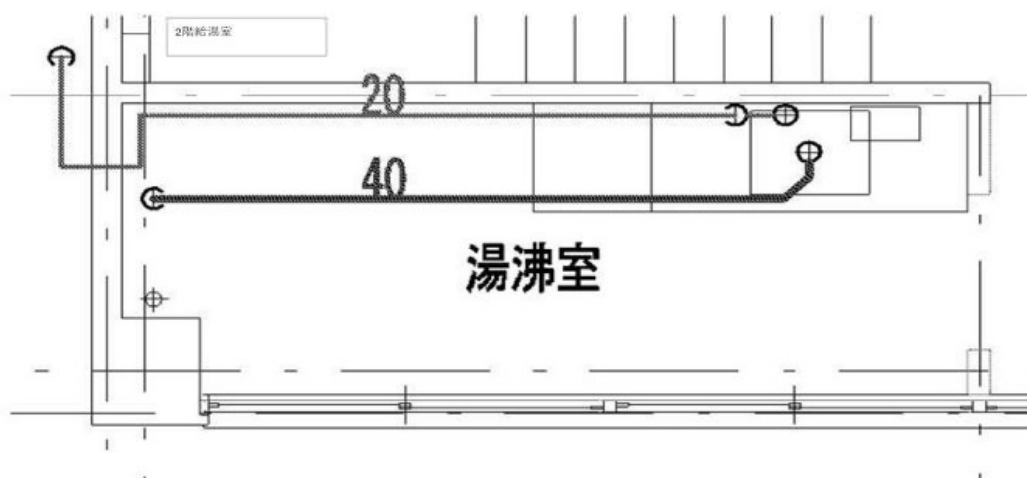
以 上

- [illegible]

A blank Cartesian coordinate system with a horizontal x-axis and a vertical y-axis. The axes intersect at an origin point, with the x-axis labeled 'X' and the y-axis labeled 'Y'.



便器の汚水が建物正面にある単独浄化槽へ流れている。
手洗水が建物裏面にある雨水路に流れている。



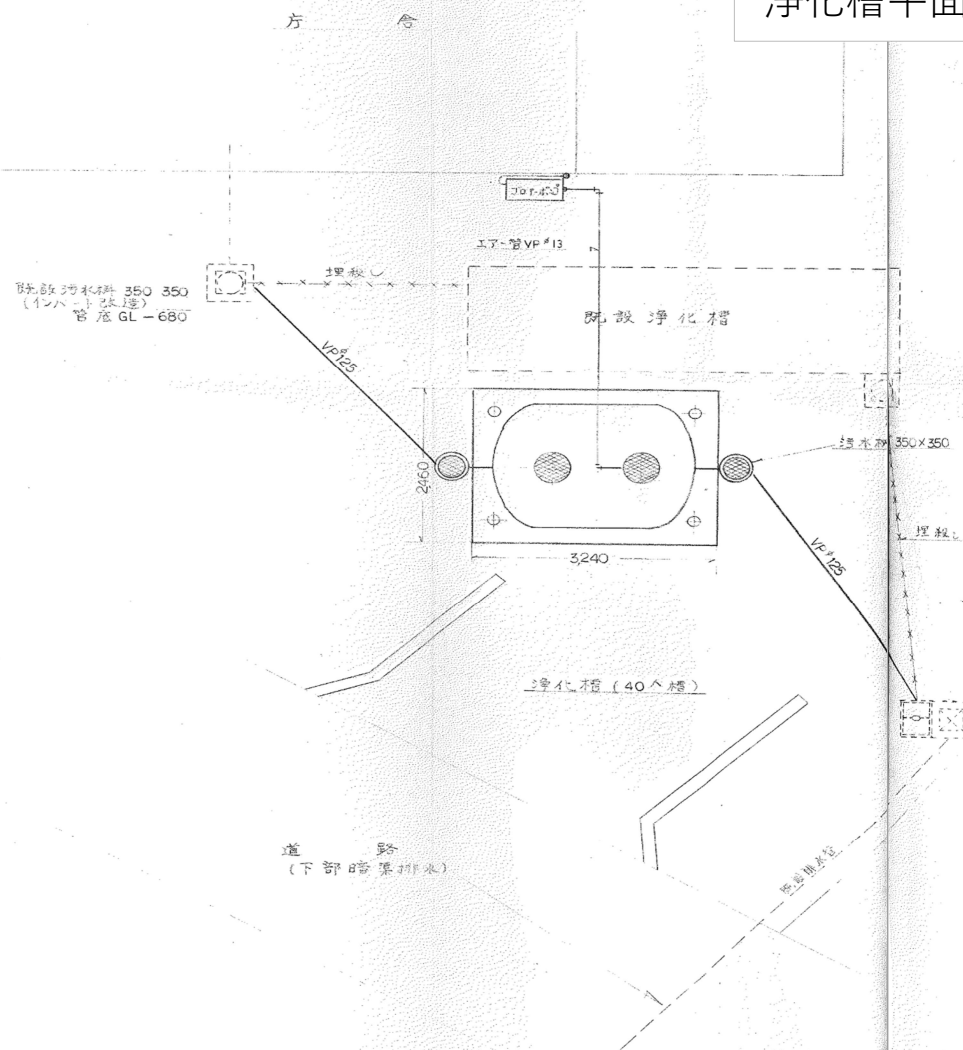
調査を実施した各種配管の材質は以下の通りである。

給水管：水道用硬質塩ビライニング銅管（SGP-VB）コート継手+管端コア

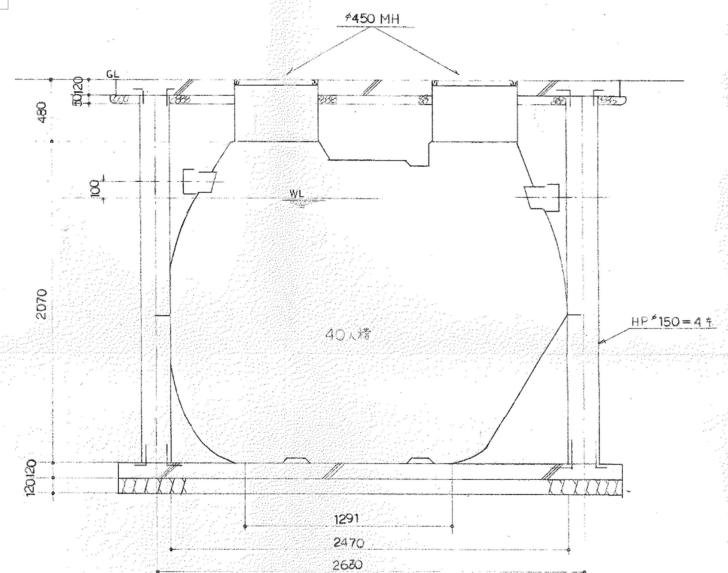
雑排水管：硬質ポリ塩化ビニル管（VP）

汚水管：硬質ポリ塩化ビニル管（VP） 既設土間配管：铸铁管

浄化槽平面図



屋外配管図 ①-1/50



工事名	越前港外環状管埋設工事		
図名	浄化槽新設工事		
図番	1/50	図尺	1/50
図発	桐田商会	図和	昭和60年11月5日

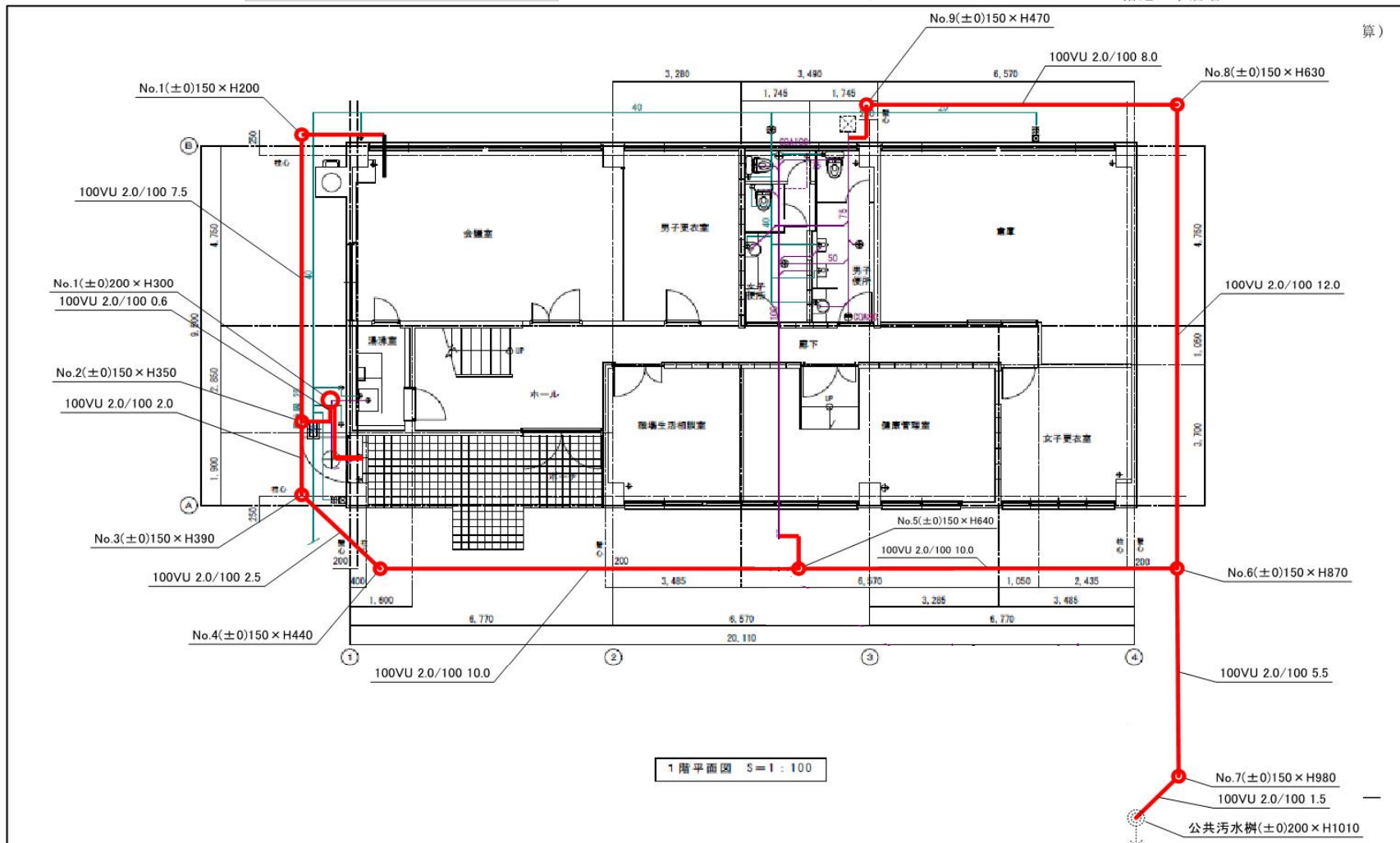
完成平面図

平面図

住所
氏名

指定工事店名

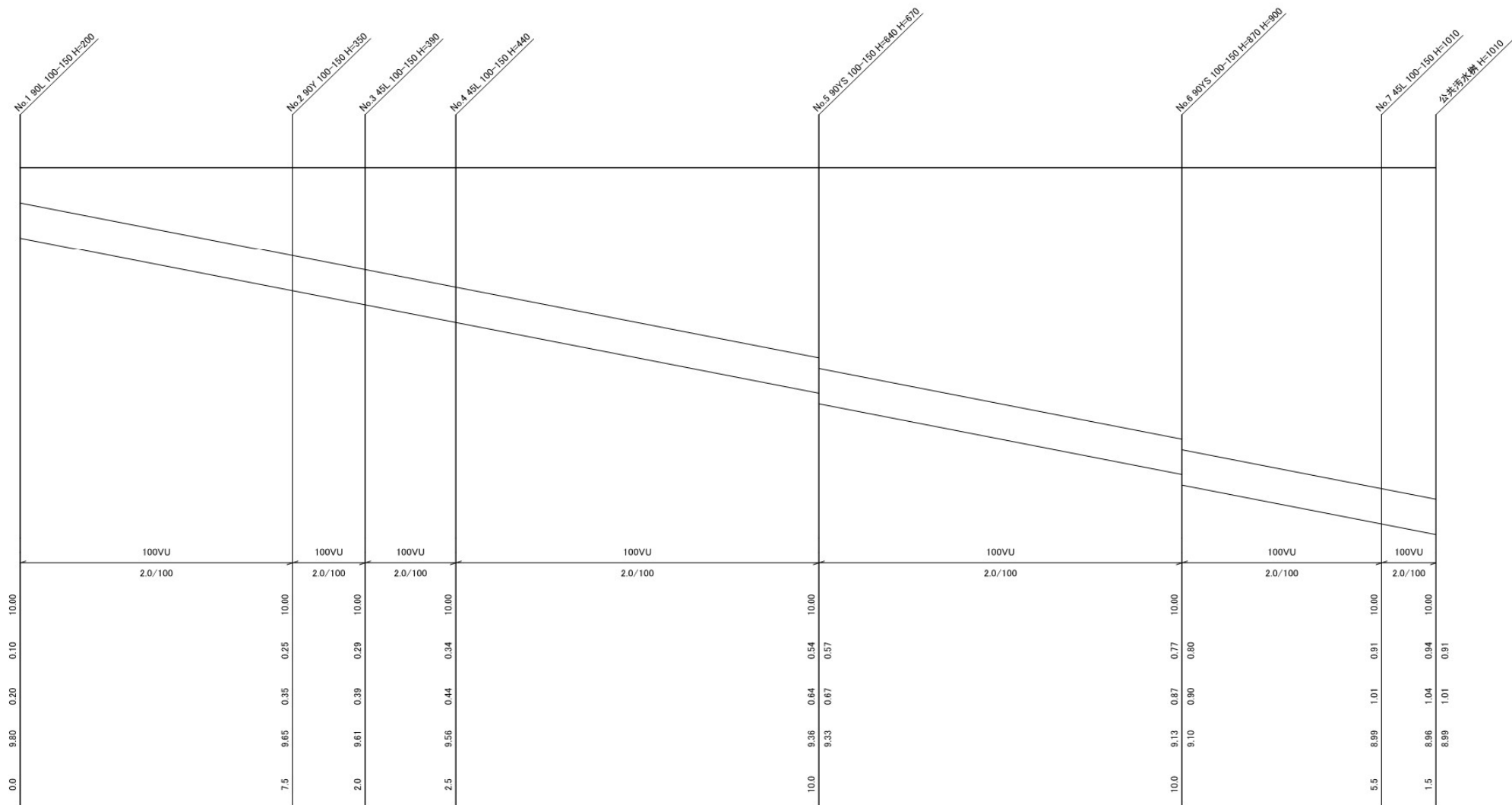
(算)



1階平面図 S=1:100

平面図 凡例	和風大便器	和	浴	場	除害施設	公共ます	隣地境界線	排水系統撤去	（黒）	HP	洗濯機	
	和風両用便器	和両	手洗器	手	排水器	トラップます	建物外周	給水管（増設）	（緑）	CIP	ドロップます	
	洋風大便器	洋	洗面器	洗	通気管	ポンプ施設	建物間仕切り	硬質塩化ビニール管	V P ・ V U	鉛管	浄化槽	
	ストール小便器	ス	床排水等		立	雨どい	新設汚水系統	（赤）	ビニールライニング鋼管	V G P	鋼管	G P
	壁掛ストール小便器	壁ス	トラップ		排水溝	マンホール（公共）	新設雨水系統	（青）	ガラスチック複合管	FRPM	管の交差	
	壁掛小便器	壁	掃除口		汚水ます	側溝（公共）	既設汚水系統	（赤）	陶管	T P	井戸	
	流し類		阻水器		雨水ます	公私境界線	既設雨水系統	（青）	鉄筋コンクリート管	C P	ためます	

完成縦断面図



完成縦断面図

